

## 日本口腔腫瘍学会誌投稿規定

[2001年（平成13年）2月23日改訂]  
[2005年（平成17年）11月29日改訂]  
[2011年（平成23年）8月26日改訂]  
[2012年（平成24年）8月23日改訂]  
[2016年（平成28年）5月8日改訂]  
[2017年（平成29年）9月15日改訂]

1. 投稿論文の著者は共著者を含め本学会会員に限る。ただし、依頼原稿や編集査読委員会が認めた場合はこの限りではない。
2. 原稿の内容は口腔腫瘍に関するもので、論文の種別は総説、原著、臨床統計、症例報告などとし、他の雑誌等に発表された論文は掲載しない。著者および共著者全員が論文内容について異議のないことに同意しているものとする。和文、英文のいずれも可とし、英文原稿は別に定める「INSTRUCTION TO AUTHORS」によるものとする。
3. 2. の例外として二次出版論文については、別に定める二次出版投稿規定によるものとする。
4. 論文の採否は編集査読委員会の査読、審議により決定する。また編集は編集査読委員会が行う。なお掲載は原則として受付順とする。
5. 動物実験は、学術審議会による「大学等における動物実験の実施に関する基本的な考え方」に準拠し、臨床研究はヘルシンキ宣言の主旨にそったものとする。なお各施設内における動物実験委員会や審査委員会などの承認を得ていることを明記することが望まれる。
6. 個人情報保護法に準じ、個人を特定し得るような表現はせず、外科関連学会協議会で採択された「患者プライバシー保護に関する指針」（投稿規定の後に掲載）に従う。
7. 著者は投稿時に学会誌での利益相反自己申告書（学会ホームページ掲載）にて利益相反状態を明らかにし、論文末尾に利益相反状態の有無を記載する。
8. 本誌に掲載された論文の著作権（著作財産権、copyright）は、本学会に帰属する。ただし商業的利用については、その都度当該者の承認を要するものとする。
9. 原稿は刷り上がり20頁以内[A4判用紙(1枚25字×30行)約60枚、図(写真)、表を含む]とする。
10. 原稿の書き方は下記による。
  - a) 原稿は漢字まじり平がな、口語体、新かなづかいにより、ワードプロセッサーを用い、A4判用紙の上下左右に2.5～3cmの余白を設定し、12ポイント程度のフォントを用いて、1枚につき25字×30行にて印字する。原則として日本語のフォントは明朝体とし、原稿には必ずページ数を入れ、左側にラインナンバーを記入する。
  - b) 外国の人名、地名などは原則として原語を使用する。
  - c) 日本語のある学術用語は日本語で記載する。また、用字用語については別掲の『日本口腔腫瘍学会誌』用字用語・統一用語に従うこと。なお、使用する用語について編集査読委員会が修正を求めることがある。
  - d) 原稿の1頁目は表紙とし、次の項目を記載する。

日本語および英語の標題・著者名・所属・所属機関の主任者名あるいは論文の指導者名、別刷部数（朱書）、校正・別刷送付先、掲載料等請求先。

なお所属の名称は省略せず、日本語、英語とも必ず公式名称を用いる。
  - e) 原稿には、250語（1語は5字相当）以内の英文要旨とそれに対応する和文要旨を添付する。英文要旨はA4判用紙にダブルスペースでタイプするか、ワードプロセッサー使用の場合は、それに相応する程度のスペースをあけ印字する。
  - f) 原稿には、3ないし5語の日本語および英語のキーワードを英文・和文要旨の末尾に記入する。
  - g) 数字はアラビア（算用）数字、単位記号は次に準ずる。  
m, cm, mm, μm, nm, cm<sup>2</sup>, l, ml, kg, g, mg, μg, °C, %, Gyなど

h) 郵送で投稿する場合、写真は手札大（約9×13cm）以上とし、図および表は青か黒のインクで清書し、いずれも大きさはA4判大あるいはそれよりも小さな場合はA4判の用紙に貼付し、いずれも方向を明らかにして本文末尾にまとめる。電子投稿する場合、写真・図はPowerPointで1つのファイルにまとめる。写真は手札大（約9×13cm）以上の大きさで、400dpi以上の解像度とする。表をExcelなどの表計算ソフトで作成した場合は、元ファイルと併せて送付する。

なお写真と図は図に統一して番号を付け、表の番号とともに、その番号を本文中に明記し、必ず挿入箇所を欄外に朱書する。

i) 引用文献は論文に直接関係のあるものにとどめ、本文中に番号をつけて引用し（例：佐藤<sup>1)</sup>、齊藤<sup>3,4,9)</sup>、鈴木<sup>5-8)</sup>）、文末の別紙にまとめて引用順に記載する。

j) 引用文献の記載は次の順による。

雑誌の場合は、著者名：標題、掲載雑誌名 卷：始頁-終頁、発行年（西暦）。

単行本・成書の場合は、引用部分の著者名：標題、編集者名：書名、版数、書店名、書店所在地、発行年（西暦）、引用頁（始頁-終頁）。

引用文献が共著で2名の場合は連記し、3名以上の場合は、最初の著者2名、他とする。外国文献もこれに準ずる。

学会発表の抄録を引用した場合は、標題名の後に（抄）を付記する。

雑誌名は学会あるいは雑誌指定の最新の略語を用いる。指定のない場合は、本邦のものは日本医学図書館協会編日本医学雑誌略名表により、外国のものはIndex Medicusによる。

#### 引用文献記載例

- 1) 本間義郎、木下鞠彦、他：核DNA、RNA定量と抗BrdU抗体を用いた口腔扁平上皮癌の細胞増殖動態解析。口腔腫瘍 1:5-11, 1989.
- 2) 上野 正：創傷治療。中村平蔵監修；最新口腔外科、2版、医歯薬出版、東京、1974、305-310.
- 3) Kratochvil, F.J., Boyne, P.J., et al.: Rehabilitation of grossly deficient mandibles with combined subperiosteal implants and bone grafts. J Prosthet Dent 35: 452-461, 1976.
- 4) Baredes, S., Cho, H.T., et al.: Total maxillectomy. Blitzer, A., Lawson, W., et al.; Surgery of the Paranasal Sinuses, 1st ed, W.B. Saunders Co, Philadelphia, 1985, 204-216.
11. 校正は原則として、初校を著者校正とし、校正中に原稿の字句を追加または削除したり、図・表・写真の内容を変更することはできない。なお原則として投稿原稿は返却しない。
12. 投稿に際して、郵送の場合は、「投稿票」・「利益相反自己申告書」を添えて原稿を4部〔写真（複写機によるコピーは不可）および図、表を含む〕を送付する。電子投稿の場合は、「投稿票」（ExcelまたはPDF）・「利益相反自己申告書」（WordまたはPDF）・「原稿」（WordまたはPDF）・「図・表」を1つのフォルダに入れ圧縮し（zip形式フォルダ）、本学会ウェブサイト（URL：<http://jsso.org/>）から投稿する。再投稿の際は、「編集査読委員会からの査読コメント」（PDF）と「その回答」（PDF）を加えて投稿する。
13. 「投稿票」は各号末に掲載しているものを用いるか、本学会ホームページに掲載している書式ファイルをダウンロードして、必要事項を記入したものを添付する。
14. 論文掲載料は写真、図、表などの作成費と共に実費を著者が負担するものとする。
15. 別刷を希望する場合は、希望部数、校正、別刷の送付先および掲載・別刷料等の請求先を「投稿票」に明記すること。別刷は30部以上10部単位とし、実費は著者の負担とする。
16. 原稿および校正稿は、必ず受け取りの確認ができる方法（簡易書留、LetterPack、宅配便、など）で下記へ送付する。

〒135-0033 東京都江東区深川2-4-11 一ツ橋印刷株式会社学会事務センター  
一般社団法人 日本口腔腫瘍学会事務局  
電話 03-5620-1953 FAX 03-5620-1960

17. 本投稿規定は、理事会の議を経て変更することがある。

## 会員書簡投稿規定

1. 著者は本学会会員に限り、3名以内とする。
2. 会員書簡の内容は、本誌掲載論文または口腔腫瘍全般に関するものとする。
3. 会員書簡の採否は編集査読委員会により決定する。また編集は編集査読委員会が行う。
4. 原稿は和文とする。原稿の長さは刷り上がり1頁以内[A4判用紙(1枚25字×30行)約3枚]とし、原則として写真、図、表を含まない。
5. 掲載料は一律10,000円とし、著者の負担とする。ただし、会員書簡への回答書簡の掲載費用は無料とする。
6. 会員書簡の構成は、表紙、本文、引用文献の順とし、本規定ならびに本誌投稿規定に準ずる。
7. 本誌掲載論文の内容に関する会員書簡の標題には、必ず当該掲載論文名などを明記し、以下の例に準じて記載する。  
例)「著者名、他：論文標題・・・・、口腔腫瘍 00（巻）：00-00（頁）、2011」に関して
8. 引用文献は書簡に直接関係のあるものにとどめ、本文中に番号をつけて引用し、投稿規定に準じて記載する。
9. 校正は原則として、初校を著者校正とする。
10. 別刷を希望する場合は、希望部数、校正、別刷の送付先および掲載・別刷料等の請求先を「投稿票」に明記する。別刷は30部以上とし、実費は著者の負担とする。
11. 原稿および校正稿は、必ず受け取りの確認ができる方法（簡易書留、LetterPack520、宅配便、など）で日本口腔腫瘍学会事務局へ送付する。

## 二次出版投稿規定

1. 著者は、本学会会員に限る。
2. 一次出版論文は国外の学術雑誌に掲載されたものに限る。国内の学術雑誌に掲載された外国語論文は認めない。
3. 二次出版論文の投稿は、一次出版物の発行後とする。
4. 論文の体裁は、本規定および日本口腔腫瘍学会誌投稿規定に準ずること。
5. 二次出版論文投稿時の注意事項
  - a. 論文の内容は口腔腫瘍に関するものとし、一次出版物に掲載された論文内容ならびに図・表の加筆・修正・変更は行わずそのまま日本語表記とすること。
  - b. 一次出版側の編集者の二次出版許諾文書を添付すること。許諾文書は著者が取得するものとする。
  - c. 一次出版論文を添付すること。
  - d. 表紙ページに脚注を加え、「一次出版論文の標題、掲載雑誌名 卷：始頁—終頁、発行年（西暦）。」の二次出版であることを明記する。
6. 校正・ならびに論文掲載料・別刷、論文の採否ならびに著作権については、日本口腔腫瘍学会誌投稿規定に準ずる。
7. 本誌に掲載された論文を外国語による二次出版論文として、国外の学術雑誌等への投稿を希望する場合は、編集査読委員会に「二次出版許可申請書」を提出し、委員会の許可を得ること。

## 投稿論文の電子データ提出について

一般社団法人 日本口腔腫瘍学会では投稿される論文と同一内容を記録した記録メディア（CD-R/W, DVD-R/W, など）をあわせて提出していただくことになりました。記録メディアの提出に際しては以下の点に留意して下さい。

1. 記録メディアはコピー版を提出して下さい。  
論文データのオリジナルはお手許に残して下さい。提出いただいた記録メディアは原則お返ししませんのでご注意下さい（投稿規定に準じます）。
2. 提出する記録メディアには、当該論文および関係データのみをお入れ下さい。  
また、データは圧縮処理をせず、オリジナルサイズのままお入れ下さい。
3. 提出する記録メディアには、以下の内容を明記したラベルを貼付、またはメモを付けて下さい。
  - 1) 論文名
  - 2) 論文筆頭者所属機関名
  - 3) 論文筆頭者氏名
  - 4) 論文作成機種、OS名（Win, Mac等。）
  - 5) 論文作成ソフト名（ソフト名とバージョンを記入して下さい。）
4. その他の注意事項
  - 1) 原稿データとして利用できない場合があります。その際は原稿紙面より論文データを作成しますので、校正にあたっては十分にご注意下さい。
  - 2) 記録メディアを郵送する際は、郵送時に傷める恐れがありますのでケースに入れるか、厚手のボール紙に挟むなどして提出して下さい。
  - 3) 提出いただいた記録メディアに関して、印刷会社のほうから直接投稿者に問い合わせをする場合がありますのでご了承下さい。

## 図・写真のデータ提出について

1. 作成した機種名（Windows, Macintosh等）、OS名、使用ソフトウェア名（バージョンも明記）を必ず明記して下さい。
2. データをプリントしたものも必ず添付して下さい。
3. データは記録メディア（CD-R/W, DVD-R/W, など）で提出して下さい。  
原則としてどのような記録メディアにも対応致しますが、対応できないものがあった場合は他の記録メディアでの再提出をお願いすることもあります。
4. メールでのデータ提出の場合は、事前に学会事務センター（印刷会社）にご連絡下さい。
5. 不測の事故等に備えて、オリジナルデータはお手元に保存し、コピーを提出して下さい。

### 【注意事項】

提出されたデータに関して、学会事務センター（印刷会社）より直接投稿者に問い合わせをする場合もありますのでご了承下さい。（データ提出の際に、可能であればご連絡先（電話、e-mailなど）も明記して下さい。）

1. 提出されたデータを印刷用に修正・加工する場合もありますので、その際の図・写真については、校正には十分ご注意下さい。
2. 外部メディアを郵送する際は、郵送時に傷める恐れがありますのでケースに入れるか、厚手のボール紙に挟むなどして提出して下さい。

# 一般社団法人 日本口腔腫瘍学会著作物の利用許諾に関する規約

## (目的)

第1条 本規約は、一般社団法人口腔腫瘍学会（以下「本法人」と略す）に著作権が帰属する著作物について、著作権法第32条第1項に定める引用の範囲を超える利用に対する許諾に関する取り扱いの基本事項を定める。

第2条 本規約において「著作物」には、以下のものが含まれる。

- (1) 本法人機関誌に掲載された著作物
- (2) その他、本法人が本法人名で発表した著作物

## (申請)

第3条 著作物に掲載された本文又は図表（以下、まとめて「図表等」という）の利用を希望する者は、本法人が別に定める書式を用い利用を申請し、本法人の利用許諾を得なければならない。なお、著作物の著作者自身が当該著作物を利用する場合は、本法人の許諾を必要としない。ただし、著作物の著作者自身が利用する場合であっても、営利を目的とするときは、本法人の利用許諾を得なければならない。

- 2 複数の媒体への利用は、媒体ごとに利用許諾を得なければならない。
- 3 代理人による利用許諾の申請を認める。

第4条 前条の申請があった場合、編集査読委員会が許諾の可否を決議し、理事長は当該決議に従い利用を許諾し、または、許諾しないものとする。

- 2 理事長は、前項により利用許諾した場合には、理事会に報告する。

## (利用料金)

第5条 本法人は、企業の営利活動やその他の営利を目的とする図表等の利用については、申請者から所定の利用料金を徴収するものとする。

- 2 利用料金は、原則として次のとおり定め、これに利用点数、制作数（書籍、雑誌、パンフレット等への利用の場合は発行部数を、ウェブサイトへの利用の場合は閲覧者数）を乗じて計算する。
  - (1) 製薬企業等の印刷物・ウェブサイト等への利用 図表等1点につき50円（税別）
  - (2) 出版社等の印刷物・ウェブサイト等への利用 当分の間利用料金を免ずる。
  - (3) 利用点数の考え方その他料金の詳細は、別途本法人が定めるところに従う。

第6条 申請者は、利用先著作物の引用文献欄に、利用元著作物名、頁数、発行年を明記した上で、図表等説明文に著作物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表等の説明文に著作物名、頁数、発行年を記載するものとする。

- 2 申請者が、利用許可対象の図表等を一部改変して掲載しようとする場合は、事前に本法人に改変内容を明示して、申請しなければならない。本法人がこれを許可した場合は、申請者は、図表等の利用に際し、改変した内容について説明文を加えるものとする。

## (変更)

第7条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

参考：著作権法

第32条

1. 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。
2. 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

## 「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における 患者プライバシー保護に関する指針」

医療を実施するに際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。医学論文あるいは学会・研究会において発表される症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

以下は外科関連学会協議会において採択された、症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表においての患者プライバシー保護に関する指針である。

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする。(神奈川県、横浜市など)。
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からぬよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、倫理委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省) (平成13年3月29日、平成16年12月28日全部改正、平成17年6月29日一部改正、平成20年12月1日一部改正)による規定を遵守する。

平成16年4月6日 (平成21年12月2日一部改正)

## 投稿票

(日本口腔腫瘍学会誌 第 卷 号)

論文種別	<input type="checkbox"/> 総説 <input type="checkbox"/> 原著 <input type="checkbox"/> 臨床統計 <input type="checkbox"/> 症例報告		
投稿種別	<input type="checkbox"/> 初稿 <input type="checkbox"/> 再投稿		
和文標題			
略題 (20字以内)			
著者氏名 共著者を含め全員ご記入下さい。	(*)	(*)	(*)
	(*)	(*)	(*)
	(*)	(*)	(*)
所属			
主任者署名 (自署)	印		
別刷・校正送付先 (上記送付先と異なる場合のみ記入のこと)	氏名:		
	〒		
	住所:		
電話:	メールアドレス:		
請求書送付先 (上記送付先と異なる場合のみ記入のこと)	氏名:		
	〒		
	住所:		
電話:	メールアドレス:		
Requests for reprints to: (記載例は裏面参照のこと)			
原稿枚数(表紙、抄録を含む。原稿には通しの頁番号を記入のこと。) 枚			
写真(モノクロ)	枚、	(カラー)	枚 図 枚
表	枚	別刷部数(30部以上10部単位) 部	

*受領日	年 月 日	*受理日	年 月 日
------	-------	------	-------

\*欄は記入不要

<記載例>

Requests for reprints to: Dr. Shimizu M.,

Department of Oral and Maxillo-Facial Surgery,  
Oita Medical University, Hasama-machi, Oita,  
897-55 Japan